

定 款

2013年6月21日

株式会社 ケーヒン

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ケーヒンと称し、英文ではKEIHIN CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、船舶、航空機等の各種輸送用機械器具の機器・システムの製造販売
- (2) 原動機、農機具、発電機、ポンプ及び家庭用電気機械器具等の機器・システムの製造販売
- (3) バルブ、その関連機器・装置類の製造販売並びにこれに関連する施設工事の施工
- (4) 工作機械、金属加工機械、金型、治工具及び精密機械器具の製造販売
- (5) 各種計測・情報処理等に関するソフトウェアの開発及び機器・システムの製造販売
- (6) 前各号に関する付属品、部品及び用品類の製造販売
- (7) 前各号に関する発明、研究開発及び技術の供与
- (8) 一般貨物自動車運送業及び倉庫業
- (9) 警備業及び清掃業
- (10) スポーツ用品、衣料品、事務用品、日用雑貨、医薬品、飲食料品等の販売
- (11) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (12) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- (13) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合の公告は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の手續及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 毎事業年度の末日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって予め公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集者)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。
3. 取締役社長事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(議長)

- 第13条 株主総会の議長は、取締役会において予め定めたところに従い、取締役会長又は取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長ともに事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上

をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主でなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定 員)

第 18 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

2. 取締役会の決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。

(取締役会の決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2. 取締役会に関する規程は、取締役会の決議によって、これを定める。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当る。
3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

(相談役及び顧問)

第 25 条 取締役会は、その決議をもって相談役及び顧問を嘱託することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定 員)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。

(監査役会の決議)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

2. 監査役会に関する規程は、監査役会の決議によって、これを定める。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを決する。

(社外監査役の責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 剰余金の配当は、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払う。

2. 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
3. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
4. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 39 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

(未払配当金の利息)

第 40 条 未払の配当金については利息を付けない。